

長崎市農業委員会 令和5年7月総会 議事録

- 1 日 時 令和5年7月28日(金) 14:00 開会
16:00 閉会
- 2 会 場 長崎市役所 7階大会議室(長崎市魚の町4番1号)
- 3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄
- 4 出席農業委員(18名)
井川 義英 岩永 一也 岩本 隆 植田 正和 尾崎 正孝
上川 満治 柴原 恵 永岡亜也子 野中 麻美 平尾 政博
増田 茂 松尾 隆治 峰 忠幸 森保 欣也 森山 安男
柳川 八百秀 山口 眞佐栄 山崎 実男
- 5 欠席農業委員(1名)
池田 憲二
- 6 出席推進委員(22名)
浦川 英敏 川添 孝則 城戸 利美 久保 正 熊本 昭憲
田中 幹生 鶴田 安明 中村 数昭 中山 辰也 野口 弘人
野口 洋太郎 野本 英世 濱口 敏夫 濱口 雅洋 松浦 行信
松本 貞幸 松本 守 三浦 信男 村田美津枝 森内 悟己
山口 憲昭 山下 和孝
- 7 欠席推進委員(2名)
今村 秀喜 本田 雅博
- 8 出席職員
【農委事務局】 向井事務局長、事務長 川本農政管理係長 木下農地係長
赤池専門官
- 9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 定刻となりましたので、ただ今から令和5年7月農業委員会総会を開会いたします。総会に先立ちまして、7月20日の農業委員会第1回総会におきまして選定された、長崎市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞令交付式を執り行います。平尾会長は前に移動をお願いいたします。1人ずつお名前をお呼びいたしますので、呼ばれた方は会長の前にお進みください。

― 会長より農地利用最適化推進委員へ辞令の交付 ―

○事務長 以上で、長崎市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞令交付式を終了いたします。続きまして、農業委員会事務局職員を紹介いたします。

― 事務局職員紹介 ―

○事務長 それでは総会に入りたいと思います。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。それでは、議事進行につきましては、長崎市農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長をお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。今期の長崎市農業委員会の会長を仰せつかりました、平尾でございます。どうぞよろしく申し上げます。本日は、大変お忙しい中、7月の農業委員会総会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。皆さん御存じのように、今世界的な異常気象で、大変な猛暑が続いております。どうぞ皆様方、毎日の体調や農作業には十分注意をして、これから委員活動もしていただけたらと思います。先ほど長崎市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞令交付を行いました。今回、推進委員になられた皆様、今後ともよろしくをお願いいたします。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は18名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことを御報告いたします。また、推進委員の出席は、22名です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。岩永委員と岩本委員をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○岩永委員・岩本委員（承諾）

○議長 議案の審議に入る前に、この新体制で今後3年間農業委員会活動を行っていくわけですが、この機会に「農業委員会憲章」をしっかりと心に植え付けて、一体となって活

動していきたいと思えます。お手元の資料を御覧ください。この憲章は、平成28年の全国農業委員会会長大会で採択されたもので、農業委員会活動を行うにあたり、常に心掛けて行動していくことが求められる基本的な事項が述べられております。前期から引き続きの委員さんは御承知のことと思えますが、新任の委員さんもおられますので、再度、全員で確認したいと思えます。それでは、読み上げますので、お手元の資料を御確認ください。

一 農業委員会憲章を朗読 一

それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方の御協力をお願いいたします。先ほども述べましたが、新体制での初めての総会になります。新しい委員の方はもちろんですが、内容についての疑問や不明な点などがありましたら、どのようなことでも構いませんので、御遠慮なく質問してください。

それでは、議案の審議を行います。本日は、付議事項が7件ございます。まず初めに、第1号議案、「長崎農業振興地域整備計画の変更に伴う意見の聴取について」、議案の説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、第1号議案について御説明させていただきます。議案書の1ページを御覧ください。本議案は、長崎農業振興地域整備計画の変更に伴い、長崎市長から農業委員会に意見を求められているものです。今回の案件は、先月6月の総会で付議しました現川地域の案件と同様、農用地区域内において農地から農業用施設用地に区分を変更することについて、意見を求められているものです。議案書の2ページを御覧ください。申請者は、〇〇です。目的は、農用地区域内にある土地の用途区分を、農地から農業用施設用地に変更しようとするものです。物件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する中里町の農地2筆524㎡のうち184.15㎡、同じく〇〇〇の〇〇さんが所有する中里町の農地2筆607㎡のうち126㎡の合計4筆310.15㎡です。変更理由ですが、新幹線トンネルの掘削工事の影響で、中里町・船石町地区において水源の減水・枯渇が生じ、農業用水に支障をきたしたことから、地元地権者と鉄道・運輸機構で協議を行った結果、恒久渇水対策農業用施設として貯水槽が設置されております。さらに、この貯水槽の設置に併せて、当該施設を管理するための管理用道路、給水施設、車両駐車場及び回転場を整備することとなったものです。

申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。〇〇の〇側に位置しております。次が、農用地区域の表示図です。次が、現地の写真です。写真の一番奥の施設が貯水槽になり、そこまで間の管理用道路が整備されることとなっております。なお、写真手前右側の中里町〇〇に給水施設及び給水の為の駐車場等が整備される予定となっております。次が、中里町〇〇及び〇〇にかかる道路の計画平面図です。次が、中里町〇〇及び〇〇にかかる道路の計画平面図です。本議案についての意見は、現地確認を行っていただきました増田委員より報告をお願いします。

○増田委員 本申請に伴う、農業用施設用地への区分変更については、新幹線トンネルの掘削工事の影響により恒久渇水対策農業用施設を設置しようとするものであり、地元の農業用水を確保するためには必要と考えます。また、申請地については、関係地権者に説明を行い了承され、土地所有者からも内諾が得られているとのこと。当該施設を敷設することに伴う、被害防除計画も申請地近隣への影響を考慮した計画となっており適当であると判断されるので、当該軽微な変更については許可相当と考えられます。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第1号議案についての説明がありましたが、この件について、何か御意見・御質問などはございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様方にお諮りいたします。第1号議案について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案につきましては、異議なしとすることに決定いたします。続きまして、第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第2号議案1番について御説明いたします。議案書の3ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、宮崎町の農地1筆563㎡について、〇〇〇の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が、高齢化と足が不自由なことによる農業経営の廃止のためであり、譲受人が、現在借りている農地の期限が切れるため、新たに購入して農業を続けるためでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、就農計画を履行されることで要件を満たすものであります。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は、2人で300日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、森保委員から報告をお願いします。

○森保委員 現地調査について御報告いたします。7月12日に、私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は普通畑で、露地野菜の栽培を予定しているとのことでした。また、第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第2号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第4条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは第3号議案1番について御説明いたします。議案書の4ページを御覧ください。本件は、〇〇が所有する長浦町の農地3筆について、宅地として利用する目的で申請が出されたものでございます。また、本件は、昭和54年から既に宅地として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県に確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図でございます。申請地は、鉄骨2階建の店舗及び作業場と倉庫が建設されております。敷地につきましては、コンクリート舗装されており、雨水・排水につきましては、道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は公共下水に放流します。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、久保推進委員より報告をお願いします。

○久保推進委員 現地調査について御報告いたします。7月14日に、私と平尾委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は昭和54年に当時の琴海町農業協同組合が、事務所や倉庫、作業場として転用を行ったものですが、これまで何ら問題もなく、周囲に耕作中の農地もないことから、転用については特に問題ないと思われれます。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、2番について御説明いたします。議案書は、引き続き4ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する蚊焼町の農地1筆について、宅地として利用する目的で申請が出されたものです。また、本件は、平成元年から既に宅地と

して利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県に確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したのになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、計画平面図でございます。敷地内の大部分は宅地であります。申請地のみが一部農地として残っていたものです。雨水・排水につきましては、道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、松本推進委員より報告をお願いします。

○松本推進委員 現地調査について御報告いたします。7月13日に、私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は平成元年度に住宅用地として転用を行ったものですが、周辺は宅地化が進み、周囲に農地はありません。また、雨水・排水は道路側溝に放流するなど、転用については特に問題ないことを確認しました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、3番について御説明いたします。議案書は引き続き4ページを御覧ください。本件は〇〇〇の〇〇さんが所有する野母町の農地1筆について、駐車場として利用する目的で申請が出されたものです。また、本件は、昭和63年から既に駐車場として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県に確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したのになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、計画平面図でございます。申請地はコンクリート舗装され、5台の駐車場として使用されております。雨水・排水につきましては道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、柴原委員より報告をお願いします。

○柴原委員 現地調査について、御報告いたします。7月13日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は昭和63年に駐車場として転用を行ったものですが、周辺は宅地化が進み、周囲に農地はありません。また、雨水は道路側溝に放流するなど、転用については特に問題ないことを確認しました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第3号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

○城戸推進委員 3件とも追認許可行為というのが、何故今なのかということがよく理解

できないんですけれども、何か増改築をするから、手続きが必要になるのか、〇〇の場合も結構面積があるので、よく理由がわからないんですが。なぜ今なのかということが。

○農地係長 それぞれ理由があるんですけれども、〇〇の件であれば、新たに今度、今回の申請地に新たに建物を建てようとした際に、土地が農地のままであると気付いたということです。2番についても、現在の所有者が、所有権の移転をしたいと考えて手続きを進めていたところ、一部農地として残っていたのがわかって、今回手続きを取り直したということです。3番目の所有者の方も同様で、今回駐車場の裏に御自宅を建設する予定だったんですけれども、その手続きを進めている中で、前面にある駐車場が農地のまま残ってあるということがわかって、今回の手続きとなったということです。

○城戸推進委員 それは、わかるんですけれども、8月は農地違反転用防止月間ということで、パトロールなどをしないといけないんですけれども、当時、そのような制度があるということを知りませんでしたのかよくわからないんですけど、当時がね。そこまで追及はしないんですが、今後の問題として、こういう追認が結構あるからですね。県自体は追認のどこまでが軽微なのか、どこまでが重要なのかということがよく私もわからないし。

○農地係長 今の件ですけれども、一応、県が追認の許可を下すケースとして、転用が行われて20年以上経過したものに関しては、追認の許可が出るんですけれども、それ以前のものであれば、原型に復旧しなさいということで指導がくることになっています。あと、追認の許可が下りるケースとして、個人の住宅を建てているようなケースで、境界を誤って隣の土地まで、はみ出して建ててしまったとかいう場合には追認の許可が下りるようになっています。以上でございます。

○議長 他にありませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第4号議案1番について御説明いたします。議案書の5ページを

御覧ください。本件は〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地1筆について、〇〇〇の〇〇さんが、宅地への進入路として利用する目的で申請が出されたものでございます。また、本件は平成13年から既に宅地への進入路として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県に確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、計画平面図でございます。申請地はコンクリート舗装され、宅地への進入路として使用しています。雨水・排水につきましては道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、濱口推進委員より報告をお願いします。

○濱口推進委員 現地調査について御報告いたします。7月14日に、私と森山委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、平成13年に宅地への進入路として転用を行ったものですが、周囲は宅地化が進んでいるほか、隣接する農地との間には、側溝とコンクリート擁壁が設置されており、転用については、特に問題ないと思われまます。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第4号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第5号議案「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による農用地利用集積計画の作成について」ですが、13番については、〇〇委員が、16番については、〇〇委員の同居の親族が対象の案件となりますので、他の議案と分けて最後に審議します。それでは、1番から12番、14番、15番及び17番の議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第5号議案1番について御説明いたします。議案書の6ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、飯香浦町の農地1筆181㎡につい

て、令和4年12月に〇〇〇の〇〇さんに利用権の設定を行っていましたが、賃貸借期間を20年から10年間へ、賃借料をから1,800円から6,000円に変更し、利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、5,188㎡となり、利用につきましてはイチゴ栽培のための農業用倉庫として利用しております。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、野口推進委員より報告をお願いします。

○野口推進委員 現地調査について御報告いたします。7月18日に、私と峰委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の再設定を行うもので、利用については、イチゴ栽培用の農業用倉庫として使用しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、2番について御説明いたします。議案書は、引き続き6ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、茂木町の農地1筆1,361㎡について、〇〇〇の〇〇さんが10年間の賃貸借により利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、3,750㎡となり、利用につきましてはイチゴの栽培を行っております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したのものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、中山推進委員より報告をお願いします。

○中山推進委員 現地調査について御報告いたします。7月13日に、私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の再設定を行うもので、利用については、イチゴの栽培を行っております。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第5号議案3番、4番、5番につきましては、借受人が同一ですので、併せて御説明いたします。議案書の7ページを御覧ください。3番は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、琴海戸根原町の農地1筆2,829㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆2,829㎡について、5年間の使用貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。

続きまして4番は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海戸根原町の農地1筆1,411㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,411㎡について、5年間の使用貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。

続きまして、議案書8ページを御覧ください。5番は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴

海戸根原町の農地1筆783㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆783㎡について、5年間の使用貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、8,526㎡となり、利用につきましてはイチゴと野菜の栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、田中推進委員より報告をお願いします。

○田中推進委員 3番から5番の現地調査について御報告いたします。7月14日に、私と平尾委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、野菜とイチゴの栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○農地係長 続きまして、第5号議案6と7番につきましては、借受人が同一でありますので、併せて御説明いたします。議案書は引き続き8ページを御覧ください。6番は、〇〇〇の〇〇さんが所有する西海町の農地1筆1,714㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,714㎡について、5年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。

続きまして、議案の9ページを御覧ください。7番は、〇〇〇の〇〇さんが所有する西海町の農地1筆12,828㎡のうち1,000㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆のうち1,000㎡について、5年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。

設定後の経営面積は、7,106㎡となり、利用につきましては、ミカンの栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。拡大した航空写真が、もう1枚ございます。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、8番の議案説明後、併せて御報告いたします。

続きまして、第5号議案8番について御説明いたします。議案書は、引き続き9ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する西海町の農地4筆10,122㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地4筆10,122㎡について、10年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、31,262.13㎡となり、利用につきましては、ミカンの栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の

写真です。現地の写真が、もう1枚ございます。現地調査につきましては、川添推進委員より報告をお願いします。

○川添推進委員 6番から8番の現地調査について御報告いたします。私と森山委員、事務局とで、5月16日に6番と7番の現地確認を、また、6月15日に8番の現地調査を行いました。6番、7番、8番ともに、利用権の新規設定を行うもので、利用については、ミカンの栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして第5号議案9、10番、11番につきましては、借受人が同一でありますので、併せて御説明いたします。議案書の10ページを御覧ください。9番は、〇〇の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地2筆922㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地2筆922㎡について、5年間の使用貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。

続きまして10番は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地1筆783㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆783㎡について、5年間の使用貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。

続きまして、議案書11ページを御覧ください。11番は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地3筆3,979㎡について、長崎県農業振興公社が、5年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地3筆3,979㎡について、5年間の使用貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。

設定後の経営面積は、14,832㎡となり、利用につきましては、花きの栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、12番の議案説明後、併せて報告いたします。

続きまして、第5号議案12番について御説明いたします。議案書は、引き続き11ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地1筆854㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆854㎡について、5年間の使用貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、17,816㎡となり、利用につきましては水稻を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、濱口推進委員から報告をお願いします。

○濱口推進委員 9番から12番までの現地調査について御報告いたします。6月15日に私と森山委員、事務局とで現地確認を行いました。9番から11番は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、花きの栽培を予定しています。12番は利用権の新規設定を行うもので、利用については、水稻を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、14番について御説明いたします。議案書の12ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する神浦丸尾町の農地2筆302㎡について、長崎県農業振興公社が、10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地2筆302㎡について、10年間の使用貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、7,525㎡となり、利用につきましては、水稻を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、鶴田推進委員から報告をお願いします。

○鶴田推進委員 現地調査について御報告いたします。5月15日に、私と事務局とで現地確認を行いました。14番は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、水稻を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、15番について、御説明いたします。議案書の13ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海形上町の農地1筆1,582㎡について、長崎県農業振興公社が、10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,582㎡について、10年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、5,368㎡となり、利用につきましては、イチゴの栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、17番の議案説明後、併せて御報告いたします。

続きまして、17番について御説明いたします。議案書の14ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する長浦町の農地4筆2,173㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地4筆2,173㎡について、10年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、29,561.97㎡となり、利用につきましては、野菜の栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につき

ましては、久保推進委員から報告をお願いします。

○久保推進委員 15番と17番の現地調査について御報告いたします。6月15日に、私と事務局とで15番の現地確認を、7月14日に、私と平尾委員、事務局とで17番の現地調査を行いました。15番は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、イチゴの栽培を予定しています。17番は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、野菜の栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第5号議案1番から12番、14番、15番及び17番についての議案の説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第5号議案1番から12番、14番、15番及び17番について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案1番から12番、14番、15番及び17番について、計画相当と認めることに決定いたします。引き続き、第5号議案13番について審議します。案件の対象である〇〇委員は、一時退席をお願いします。

— 〇〇委員一時退席 —

○議長 それでは、第5号議案13番について、議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第5号議案13番について、御説明いたします。議案書の12ページにお戻りください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する神浦丸尾町の農地1筆1,750㎡について、長崎県農業振興公社が、10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,750㎡について、10年間の使用貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、5,379.28㎡となり、利用につきましては、水稻を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、鶴田推進委員から報告をお願いします。

○鶴田推進委員 13番の現地調査について御報告いたします。5月15日に、私と事務局とで現地確認を行いました。13番は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、水稻を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第5号議案13番についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第5号議案13番について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案13番について、計画相当と認めることに決定いたします。引き続き、第5号議案16番について審議いたしますので、〇〇委員の復席を認めます。また、〇〇委員は、一時退席をお願いします。

— 〇〇委員復席、〇〇委員一時退席 —

○議長 それでは、第5号議案16番について、議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第5号議案16番について、御説明いたします。議案書の13ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する長浦町の農地1筆2,329㎡のうち1,000㎡について、長崎県農業振興公社が、10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆のうち1,000㎡について、10年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、35,278㎡となり、利用につきましては、ミカンの栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、久保推進委員より報告をお願いします。

○久保推進委員 16番の現地調査について御報告いたします。7月14日に、私と平尾委員、事務局とで現地調査を行いました。16番は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、ミカンの栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないこ

とを確認しております。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第5号議案16番について議案の説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

○森内推進委員 第5号議案の中で賃貸料が書いてあるものとないものがあります。金額がないのは、タダということでしょうか。それとも金額はあえて書いていないということでしょうか。その辺を教えてください。

○農地係長 賃貸借契約になっているものは、使用料が発生するんですけれども、使用貸借契約になっているものは、使用料はかからない契約になります。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第5号議案16番について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案16番について、計画相当と認めることに決定いたします。それでは、引き続き議案の審議を行いますので、〇〇委員の復席を認めます。

— 〇〇委員復席 —

○議長 続きまして、第6号議案「非農地の判断について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第6号議案について御説明いたします。まず、1番の年次計画案件についてですが、議案書の15ページから20ページにかけて掲載をしております。それでは、20ページを御覧ください。20ページの表の下の方に集計をしておりますが、対象地は黒浜町の442筆、229,027㎡でございます。調査対象範囲につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。黒浜町の全体の航空写真になります。次が、拡大したものになります。拡大した航空写真が、9枚ほどございます。次が、現地の写真です。現地の写真が、7枚ほどございます。現地の立ち合いは、令和5年6月9日に柴原恵農業委員にお願いしております。なお、補足となりますが、全件とも農地法及び農業経

営基盤強化促進法による権利の設定等はないものでございます。

続きまして、第6号議案2番からの個別案件について御説明いたします。議案書の21ページを御覧ください。21ページの表の下の方に集計しておりますが、申出件数が4件、合計筆数が6筆、合計面積が5,051㎡について、非農地通知申出書が提出されております。

2番は、〇〇〇の〇〇さんが所有する田中町の農地1筆で、面積は2,330㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、城戸推進委員より報告をお願いします。

○城戸推進委員 現地調査について御報告いたします。7月7日に、私と松尾委員、事務局とで現地確認を行いました。御覧のように申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上です。

○農地係長 続きまして3番は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、小江原2丁目の農地1筆で、面積は878㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、森内推進委員から報告をお願いします。

○森内推進委員 現地調査について御報告いたします。7月7日に、私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上です。

○農地係長 続きまして4番は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、琴海形上町の農地3筆で、面積は1,299㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。拡大した写真が、もう1枚ございます。次が、現地の写真です。現地の写真が3枚ほどございます。現地調査につきましては、久保推進委員から報告をお願いします。

○久保推進委員 現地調査について御報告いたします。7月14日に私と平尾委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上です。

○農地係長 続きまして、5番は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、上小島4丁目の農地1筆で、面積は544㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、浦川推進委員から報告をお願いします。

○浦川推進委員 現地調査について御報告いたします。7月12日に私と事務局とで現地確

認を行いました。申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第6号議案についての説明と現地調査の報告がありました。何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第6号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第6号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。第7号議案「農地の賃借料情報の提供について」事務局から報告をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第7号議案「農地の賃借料情報の提供について」御説明いたします。別紙の議案書の冊子の1ページを御覧ください。平成21年の農地法の改正により、標準小作料制度が廃止され、農地法第52条の規定により、農業委員会が、実勢の賃借料情報を提供するものでございます。賃借料データにつきましては、令和4年4月から令和5年3月までの過去1年間分の農地法第3条申請、農用地利用集積計画・農地利用配分計画から算出するものですが、単年の締結分のみではデータ数が不足し、平均の額を算出するにはばらつきが出るため、以前の締結分であっても、現在も賃貸借契約が継続しているものにつきましては、おおむね5年間分をデータとして採用し算出しております。また、それでも5件以上のデータがない場合には、参考として以前の価格を計上しております。

それでは、2ページを御覧下さい。賃借料水準は10a当たりということで、1田、2畑、3樹園地の順で掲載をしております。田につきましては、琴海地区の基盤整備地区で、78件のデータがあり、最高額が25,900円、最低額が6,100円ということで、平均額の15,600円を計上しております。あとは同様に、琴海地区から旧長崎地区までを算出しておりますが、外海地区の基盤整備地区、東長崎地区、茂木地区、旧長崎地区につきましては、データ件数が4件以下のため、参考といたしまして昨年度公表していた賃料を計上しております。

2番目に畑でございます。琴海地区の基盤整備地区で、51件のデータがあり、最高額が30,300円、最低額が9,600円ということで、平均額の21,000円を計上しております。あとは同様に、琴海地区から旧長崎地区までを算出しておりますが、高島地区につきましては、データ件数が4件以下のため、昨年度公表していた賃料を計上しております。

最後に3番目の樹園地でございます。長崎市全域として、136件のデータがあり、最高

額が16,200円、最低額が3,500円ということで、平均額の8,100円を計上しております。

次に3ページを御覧下さい。参考といたしまして、平成30年度から令和4年度までの賃借料水準の推移を、また、4ページには長崎市の地図の中に賃借料の情報を掲載しておりますので後ほど御確認ください。賃借料の情報は、新しい数値をホームページ上で公表し、農委だよりの次号に掲載するというので議案として上げております。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第7号議案についての説明がありましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第7号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第7号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」事務局から報告をお願いします。

○農地係長 それでは、報告事項1について御報告いたします。報告事項の資料の1ページから4ページを御覧ください。農地法第3条の3の規定により、相続の届出が義務づけられているもので、先月は、8件の届出がありました。続きまして、資料の5を御覧ください。農地法第4条第1項第7号の市街化区域内の転用の届出が、4件提出されました。続きまして、資料の6ページを御覧ください。農地法第5条第1項第6号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、6件提出されました。合計18件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。

— 報告 —

引き続き、報告事項3「農業委員等の公務災害保障制度について」事務局から説明をお願いします。

— 農政管理係長 説明 —

○議長 続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項 1「農地違反転用防止強化月間について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、令和5年度における違反転用防止強化月間事業について御説明いたします。その他の事項の資料の1ページから5ページになります。それでは資料1ページを御覧ください。1の目的についてですが、かけがえのない農地を守り活かすため、違反転用防止強化月間を設けて、各広報活動により、違反転用に対する意識を喚起するとともに、農地パトロールによって、違反転用の状況把握を行うことを目的としております。

次に、2の強化月間についてですが、毎年、8月に行っておりますが、本年度につきましても8月1日から8月31日までを、強化月間として事業活動を行うこととしております。

次に、3の月間事業活動内容としましては、①農業委員・推進委員さんにより各担当地区の見回りを行うことにより状況を把握していただき、違反転用を発見した場合には、農地所有者に対して事情を聴取し、指導等を行い、5ページに掲載しています、別紙3の農地違反転用報告書により事務局へ報告をしていただきます。

次に、②広報等による周知につきましては、広報ながさき8月号への掲載、週間あじさいでのテレビ放送、市政だよりでのラジオ放送 及び農委だよりへの掲載を予定しています。

③ポスターの掲示につきましては、市役所14階掲示板及び農業委員会窓口に、2ページのポスターを掲示いたします。最後に④チラシの配布につきましては、市関係部局及び農協へ、3ページから4ページの別紙2の両面チラシを配布いたします。以上、違反転用防止強化月間事業の概略となりますが、各農業委員・推進委員さんにおかれましては、農地パトロールを実施していただきますようお願いいたします。説明は、以上でございます。

○議長 この件につきまして皆さまからの御意見、御質問等はございませんか。

○城戸推進委員 先ほどの関連になりますけれども、3ページに違反した人は、こうこうになりますと記載してあるんですけれども、もし、発見して、その後の処置と言いますか、農業委員会に届出で済むことなのか、あるいは理由を聞いて、復元を求めるべきなのか、その辺りがよくわからないし、あと一つ、ビニールハウスは、農業用施設の届出になるんですか。その辺りをよろしく願います。

○農地係長 まず、1点目なんですけれども、農地パトロールをしてそういうことがわかって、所有者さんがわかるならば、一旦事情を聞いて、指導していただいて、事務局に報告をしていただければ、その後事務局から指導を行いたいと思っております。2点目のビニールハウスなんですけれども、ビニールハウスは、農業用施設の届出を出す必要はありません。

○城戸推進委員 先ほど、追認行為との兼ね合いで、20年以上は追認ですよと、それ未満は指導しなさいよという解釈なのか、農業者自体が自分の土地に倉庫を建てるのに、何で許可がいるのかという認識があるんですよね。そこを説明しなければいけないんですけども、追認行為との何というか、整合性というか、現場に行ったときにすでに家を建てて取り込んでしまっているの、これは追認に当たるよとかですね、それとは別よというところでどういうふうな指導をしなければいけないかと、ただ壊せとか言えないからですね。

○農地係長 委員がおっしゃる通り、20年以上経っていなければ、追認の許可の申請は下りないんですけども、では、壊せという指導ができるかと言えば、中々そこまではできないのが現状であります。私たちもそういう相談をされた時には、事情を聞いて20年経っていれば、その申請をしてもらうように言いますし、経ってなければ、現状は指導と言いながら、撤去までの指導はできていないような状況にあります。

○議長 農業用倉庫について説明をお願いします。

○農地係長 農業用倉庫については、200㎡以下であれば、転用の許可は必要なくて、農業用倉庫を作ったという届出を出していただければ、それで、手続きは終わるようになっています。

○城戸推進委員 過去形でも、作ってしまった後でもいいんですか、200㎡以下なら。

○農地係長 はい、大丈夫です。

○城戸推進委員 ちょっと、もう少し勉強したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○浦川推進委員 違反転用のこのビラは、各家庭にはまだ配っていませんよね。それで、2ページのこのチラシを各家庭に、特に農家の所にはこのビラを配った方がいいと思うんですけどもね。周知徹底をするためにですね。やはり、皆さん、こう、知らないと思うんですよ。以上です。

○農地係長 全戸に配布ができるかどうか、難しいところもありますので、事務局で検討したいと思います。今は、市役所の関係部局であるとか、農協とかそういう所にはチラシの配布は行っているんですけども。

○事務局長 ちょっと補足します。8月号の広報ながさきにこの大きさのビラではないですけども、違反転用防止について周知記事を載せています。あと、テレビの週刊あじさいとかいったところで流しています。このチラシを全ての農家に配るというのは、中々、現実的には難しいと思っています。以上です。

○議長 週刊あじさいの放映は大丈夫でしょうか。

○農地係長 日にちの方は…。放映は間違いなく行われます。週刊あじさいのテレビ放送と、市政だよりのラジオ放送はどちらも行うようにしております。

○議長 他にございませんか

○上川委員 何度も言いたくないんですけども、この審議内容に入りましたので、改めて言っておきたいと思います。違反転用ということで、私ども、山口委員と私の担当地域の北浦町にソーラー設備の設置がなされておまして、ずるずる年数が経っていております。それをいかにして我々が報告しても、その対策また、その当事者、というものが中々改善をしていかない、ということ新しく委員になられた方にも一緒になって考えていただいて、じゃあ、これをどうしていけばいいのかというのを含めて、やはり我々の権限というか、その辺りもですね。折角、こう、あげても中々改善がなされないということが事実でありますので、もっともっと追及していくような法制度の整備とか、我々の権限の強化とか含めて検討いただければと思います。以上です。

○事務長 定期的には上川委員からは、こういう指導をいただいておりますけれども、当該地域の方については、定期的には指導はしているんですけども、中々進んでいないという状況がございます。それで今、国の動きとして、これはまだはっきりとはわかっていないんですけども、電力の買取制度、FIT法ですか、こちらのほうが、今後もしかしたら転用許可証をちゃんと取らないと、買取しないよという制度、動きが、少し見えてきていますので、そういうところをもっと探って、そういうことであれば、そこに設置する意味もないというふうに思いますので、そういうところから説得すると言ったらおかしいんですけども、指導をしていきたいなというふうに思っております。それで、定期的には、今でも呼んでいますし、中々結果は出ていないんですけども、今後も粘り強く指導をしていきたいと思っております。以上です。

○事務局長 すみません、再度私の方から、違反転用がなされてしまった後になって時間が経ってしまえばしまうほど解決が難しくなるということがございます。ですので、早い時期におかしな動きがあるとか、ちょっとこれはどうなんだろう、何かちょっとやっているようだなということがあって、それを見かけられたら、違反転用かどうかは最終的には色々な形で判断しますけれども、これ大丈夫なのかなというような動きがあれば、是非早めに教えていただければ、その後の解決に繋がっていく可能性がより高いと思っておりますので、皆さんよろしく願いいたします。

○議長 他にございませんか。あの、中々、今、局長がおっしゃったように、これ何をし

ているんだろうかというのを見つけて、そこで指導をするのは大変だと思うんですよ。ですから、ちょっと変だなと思う所がありましたら、聞きやすい場合は聞いて指導をしていただいていいと思うんですけども、ちょっとこの人に聞くのは怖いなという時には、事務局に連絡いただければ、事務局の方から対応を取ってもらいますので、よろしく願いいたします。他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、その他の事項 2「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項 3「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」、事務局から説明をお願いいたします。

— 農政管理係長 説明 —

○議長 ありがとうございます。その他に皆様方から何か御意見・御質問・御報告等ございませんか。何でも結構です。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、最後にその他の事項 4「令和5年8月、9月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

— 農政管理係長 説明 —

○議長 ありがとうございます。それでは、これで7月の農業委員会総会を終了させていただきます。長時間御苦勞さまでした。